

資格試験実施規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第4条第2項に基づき、次条に掲げる職種に必要な知識及び技術の程度を検定する資格試験の実施について必要な事項を定める。

なお、資格試験は本会が指定する試験場で実施するものとする。

(職種及び等級の区分)

第2条 資格試験の対象とする職種及び等級の区分は次のとおりとする。

職種	等級の区分
公認トリマー	教師、上級、中級、初級
公認動物臨床助手	教師、上級、中級、初級
公認家庭犬訓練士	教師、上級、中級、初級
公認ハンドラー	教師、上級、中級、初級
公認動物介在福祉士	教師、上級、中級、初級
公認キャットグルーマー	教師、上級、中級、初級
公認動物共生環境コーディネーター	等級区分なし
公認ホリスティックアニマルケアセラピー	教師、インストラクター、セラピスト、アドバイザー

(試験基準)

第3条 資格試験は学科試験及び実技試験によって行い、その試験は別に定める「資格試験基準」のとおりとする。

(等級の区分)

第4条 前第2条の等級の区分はそれぞれ以下の基準によるものとする。

(1) 初級・アドバイザー

各職種の職業業務についての知識及び技能について理解、習熟し、専門の人材としての業務が遂行可能の能力を有する者。

(2) 中級・セラピスト

各職種の職業業務について高度な知識と技術を有し、他の専門の人材の範となりうるとされる者。

(3) 上級・インストラクター

各職種の職業業務について高度な知識と技術を有し、職場で即戦力の能力を有する者。

(4) 教師

各職種の職業業務について指導者として、知識、技能、人格ともに優れた者。

(受験資格)

第5条 学生の出席率は、各教育機関の基準に基づくものとする。

2 加盟校学生の資格試験の受験資格は下記表のとおりとする。

職種	等級の区分
公認トリマー 初級	本会の指定する学校において1年間の学科及び実技を修了した者
公認トリマー 中級	初級取得後、本会の指定する学校において1年間の学科及び実技を修了した者
公認トリマー 上級	①中級取得後、本会の指定する学校において1年間の学科及び実技を修了した者 ②中級取得後、当該職種に1年以上従事した者
公認トリマー 教師	上級取得後、当該職種に3年以上従事し、その職場の所属長が推薦した者

公認動物臨床助手	初級	本会の指定する学校において1年間の学科及び実技を修了した者
公認動物臨床助手	中級	初級取得後、本会の指定する学校において1年間の学科及び実技を修了した者
公認動物臨床助手	上級	①中級取得後、本会の指定する学校において1年間の学科及び実技を修了した者 ②中級取得後、当該職種に1年以上従事した者
公認動物臨床助手	教師	上級取得後、当該職種に3年以上従事し、その職場の所属長が推薦した者
公認家庭犬訓練士	初級	本会の指定する学校において1年間の学科及び実技を修了した者
公認家庭犬訓練士	中級	初級取得後、本会の指定する学校において1年間の学科及び実技を修了した者
公認家庭犬訓練士	上級	①中級取得後、本会の指定する学校において1年間の学科及び実技を修了した者 ②中級取得後、当該職種に1年以上従事した者
公認家庭犬訓練士	教師	上級取得後、当該職種に3年以上従事し、その職場の所属長が推薦した者
公認ハンドラー	初級	本会の指定する学校において1年間の学科及び実技を修了した者
公認ハンドラー	中級	初級取得後、本会の指定する学校において1年間の学科及び実技を修了した者
公認ハンドラー	上級	①中級取得後、本会の指定する学校において1年間の学科及び実技を修了した者 ②中級取得後、当該職種に1年以上従事した者
公認ハンドラー	教師	上級取得後、当該職種に3年以上従事し、その職場の所属長が推薦した者
公認動物介在福祉士	初級	本会の指定する学校において1年間の学科及び実技を修了した者
公認動物介在福祉士	中級	初級取得後、本会の指定する学校において1年間の学科及び実技を修了した者
公認動物介在福祉士	上級	①中級取得後、本会の指定する学校において1年間の学科及び実技を修了した者 ②中級取得後、当該職種に1年以上従事した者
公認動物介在福祉士	教師	上級取得後、当該職種に3年以上従事し、その職場の所属長が推薦した者
公認キャットグルーマー	初級	本会の指定する学校において1年間の学科及び実技を修了した者
公認キャットグルーマー	中級	初級取得後、本会の指定する学校において1年間の学科及び実技を修了した者
公認キャットグルーマー	上級	①中級取得後、本会の指定する学校において1年間の学科及び実技を修了した者 ②中級取得後、当該職種に1年以上従事した者
公認キャットグルーマー	教師	上級取得後、当該職種に3年以上従事し、その職場の所属長が推薦した者
公認動物共生環境 コーディネーター		①～③全てを満たす事を証明する書類 ①動物臨床助手初級取得後、1年間の学科及び実技を修了した者 ②家庭犬訓練士の1年間の学科及び実技を修了した者。 ③ホームヘルパー2級取得レベルに準ずる者（動物介在学の知識を含む）、福祉住環境コーディネーター3級取得レベルに準ずる者、コミュニケーションに関する学科及び実技を修了した者。
公認ホリスティック アニマルケアセラピー	アドバイザー セラピスト インストラクター 教師	本会の指定する学校において1年間の学科及び実技を修了した者 アドバイザー取得後、本会の指定する学校において1年間の学科及び実技を修了した者 ①セラピスト取得後、本会の指定する学校において1年間の学科及び実技を修了した者 ②セラピスト取得後、当該職種に1年以上従事した者 インストラクター取得後、当該職種に3年以上従事し、その職場の所属長が推薦した者

3 一般会員が受験を希望する場合は、別紙に定める資格試験実施に関する細則に準ずる。

(試験の実施回数)

第6条 資格試験は毎年1回以上定期に実施するものとする。

(運営組織)

第7条 資格試験運営委員会の統括責任者は理事長とし、別表に掲げる「資格試験運営組織」に

よって試験を適正かつ公正に実施する。

- 2 資格試験運営委員会の委員長補佐、主席試験委員は下表に掲げる専任基準、人員に基づいて理事長が任命する。

区分		選任基準	人員	任期
資格試験 運営委員会	委員長	理事長	1名	2年
	委員長補佐	各種担当理事	各1名	2年
	主席試験委員	各種中央委員長	各1名	2年
	試験委員	各種教師	各教師登録数	原則として試験実施 2ヵ月前から、試験終了 までとする。
	補佐委員	資格試験作成の補佐として 相応しいと認められた者	---	

- 3 試験の実施時期、場所、方法その他試験の実施に関し必要な事項は理事長が定め、関係者に通達するものとする。
- 4 資格試験作成の試験委員及び補佐委員、実技試験の試験委員は、主席試験委員が任命する。
- 5 初級の実技試験は原則として試験委員の派遣は行わず、各校の試験委員を中心に実施する。中級・上級の実技試験は、本試験・再試験は主席試験委員または試験委員を派遣し実施、再々試験は各校の試験委員を中心に実施する。但し、初級の実技試験においても学校の事情により試験委員の派遣を希望する場合は主席試験委員へ相談する。
- 6 実技試験委員の日当ならびに交通費・宿泊費の実費は、初回のみ受験者の人数が各職種・各級10名未満の場合は、加盟校が負担する。2回目以降は、下表に掲げる各職種・各級に定められた人数未満の場合は、加盟校の負担とする。なお、本会が特別に認めた場合はこの限りではない。学科試験委員の日当は加盟校負担とする。

等級	トリマー	動物臨床 助手	家庭犬 訓練士	キャット グルーマー	ハンドラー	動物介在 福祉士	動物共生環境 コーディネーター	ホリスティックアロマ セラピスト
初級	25名	25名	25名	25名	25名	25名	25名	25名
中級	25名	25名	25名	25名	25名	25名		25名
上級	15名	15名	15名	15名	15名	15名		15名

- 7 試験委員の日当については、1日当たりの実技の主席試験委員は20,000円、実技の試験委員は15,000円、学科試験の試験委員（立会人）は5,000円とする。但し、旅費、宿泊料は国内出張旅費規程に準ずる。

(合否の決定)

第8条 学科試験及び実技試験のいずれについても、初級、中級、上級については下表に掲げる合格基準に達した者を資格の合格者とし、教師については下表の合格基準（一次審査）に加え、教育実習を二次審査として合否の決定を行う。それぞれの決定は理事長が行う。ただし、加盟校推薦の教師試験一次審査合格者及び教師認定推薦書で承認された者は、教育実習は免除する。競技会入賞者は登録資格が授与され、学科試験及び実技試験のいずれについても受験不要となる。ただし、学生の部の技能賞入賞者は、実技試験のみ受験不要となり、学科試験は受験しなければならない。

職種		合格基準	
		学科試験	実技試験
公認トリマー	初級	満点の70%以上	満点の70%以上
公認トリマー	中級	満点の70%以上	満点の70%以上
公認トリマー	上級	満点の70%以上	満点の70%以上
公認トリマー	教師	満点の80%以上	満点の80%以上
公認動物臨床助手	初級	満点の70%以上	満点の70%以上
公認動物臨床助手	中級	満点の70%以上	満点の70%以上
公認動物臨床助手	上級	満点の70%以上	満点の70%以上
公認動物臨床助手	教師	満点の80%以上	満点の80%以上
公認家庭犬訓練士	初級	満点の70%以上	満点の70%以上
公認家庭犬訓練士	中級	満点の70%以上	満点の70%以上
公認家庭犬訓練士	上級	満点の70%以上	満点の70%以上
公認家庭犬訓練士	教師	満点の80%以上	満点の80%以上
公認ハンドラー	初級	満点の70%以上	満点の70%以上
公認ハンドラー	中級	満点の70%以上	満点の70%以上
公認ハンドラー	上級	満点の70%以上	満点の70%以上
公認ハンドラー	教師	満点の80%以上	満点の80%以上
公認動物介在福祉士	初級	満点の70%以上	満点の70%以上
公認動物介在福祉士	中級	満点の70%以上	満点の70%以上
公認動物介在福祉士	上級	満点の70%以上	満点の70%以上
公認動物介在福祉士	教師	満点の80%以上	満点の80%以上
公認キャットグルーマー	初級	満点の70%以上	満点の70%以上
公認キャットグルーマー	中級	満点の70%以上	満点の70%以上
公認キャットグルーマー	上級	満点の70%以上	満点の70%以上
公認キャットグルーマー	教師	満点の80%以上	満点の80%以上
公認動物共生環境コーディネーター		満点の70%以上	満点の70%以上
公認ホリスティックアニマルケアセラピー	アドバイザー	満点の70%以上	満点の70%以上
公認ホリスティックアニマルケアセラピー	セラピスト	満点の70%以上	満点の70%以上
公認ホリスティックアニマルケアセラピー	インストラクター	満点の70%以上	満点の70%以上
公認ホリスティックアニマルケアセラピー	教師	満点の80%以上	満点の80%以上

(合格証書の交付等)

第9条 試験の合格者に対しては、資格試験合格証書（認定証書）を交付するとともに、ライセンス発行管理簿（資格試験実施規程-様式1）に登録する。競技会入賞者も同様の扱いとする。

- 2 資格の合格者で合格証書を紛失した場合、再交付申請書（資格試験実施規程-様式2）にその事由を記入のうえ、一職種につき再交付手数料6,150円（税込）を支払ったうえで、合格証書の再交付を受けることができるものとする。
- 3 資格の合格者で合格証書の汚れ、破損、記載氏名の変更等で合格証書の再交付を希望する者は、再交付申請書（資格試験実施規程-様式2）にその事由を記入し、再交付手数料3,100円（税込）を支払ったうえで、合格証書の再交付を受ける事ができるものとする。この場合、現証書を添付して申し込むものとする。
- 4 本会以外の教育機関及び団体が発行した資格証書を本会の資格証書に切り換えを希望した場合、希望者は資格証書切り換え申請書（資格試験実施規程-様式3）を提出し、本会が審査したうえで、本会が妥当と認めた職種の証書の交付を受けることができる。この場合、現証書を添付し、一職種につき切換手数料6,150円（税込）を支払ったうえで

で申し込むものとする。

- 5 会員が次のいずれかに該当する場合には、当該会員へ交付された資格試験合格証書（認定証書）を取り消しする。
- (1) 本協会の定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) 本協会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他取り消すべき正当な理由があるとき。

なお、取り消しが決定した時点で本協会は、ライセンス発行管理簿から当該会員を抹消する。

(不合格の再試験)

- 第 10 条 本試験の学科試験又は実技試験のそれぞれに不合格となった者（教師は除く）は、不合格となった科目の再試験を受験することができる。但し、学科試験は 1 週間以上、実技試験は 1 ヶ月以上の補習講座を受講したのちに再試験を 1 ヶ月以内に受験することができるものとする。
- 2 再試験の学科試験又は実技試験のいずれにも不合格の者（教師は除く）は、3 ヶ月以上の補習講座を受講したのち、再々試験を 1 ヶ月以内に受験することができるものとする。
- 3 再々試験の学科試験又は実技試験に不合格となった場合、先に合格となった科目が無効となる。

(受験手数料及び登録料)

第 11 条 試験の受験手数料は次のとおりとする。

職種	学科試験	実技試験	登録料
公認トリマー 初級	5,250 円	10,500 円	21,000 円
公認トリマー 中級	5,250 円	10,500 円	21,000 円
公認トリマー 上級	5,250 円	15,750 円	31,500 円
公認トリマー 教師	10,500 円	21,000 円	52,500 円
公認動物臨床助手 初級	5,250 円	10,500 円	21,000 円
公認動物臨床助手 中級	5,250 円	10,500 円	21,000 円
公認動物臨床助手 上級	5,250 円	15,750 円	31,500 円
公認動物臨床助手 教師	10,500 円	21,000 円	52,500 円
公認家庭犬訓練士 初級	5,250 円	10,500 円	21,000 円
公認家庭犬訓練士 中級	5,250 円	10,500 円	21,000 円
公認家庭犬訓練士 上級	5,250 円	15,750 円	31,500 円
公認家庭犬訓練士 教師	10,500 円	21,000 円	52,500 円
公認ハンドラー 初級	5,250 円	10,500 円	21,000 円
公認ハンドラー 中級	5,250 円	10,500 円	21,000 円
公認ハンドラー 上級	5,250 円	15,750 円	31,500 円
公認ハンドラー 教師	10,500 円	21,000 円	52,500 円
公認動物介在福祉士 初級	5,250 円	10,500 円	21,000 円
公認動物介在福祉士 中級	5,250 円	10,500 円	21,000 円
公認動物介在福祉士 上級	5,250 円	15,750 円	31,500 円
公認動物介在福祉士 教師	10,500 円	21,000 円	52,500 円
公認キャットグルーマー 初級	5,250 円	10,500 円	21,000 円
公認キャットグルーマー 中級	5,250 円	10,500 円	21,000 円
公認キャットグルーマー 上級	5,250 円	15,750 円	31,500 円
公認キャットグルーマー 教師	10,500 円	21,000 円	52,500 円
公認動物共生環境コーディネーター	5,250 円	10,500 円	21,000 円

公認ホリスティックアニマルケアセラピー	アドバイザー	5,250 円	10,500 円	21,000 円
公認ホリスティックアニマルケアセラピー	セラピスト	5,250 円	10,500 円	21,000 円
公認ホリスティックアニマルケアセラピー	インストラクター	5,250 円	15,750 円	31,500 円
公認ホリスティックアニマルケアセラピー	教師	10,500 円	21,000 円	52,500 円

(秘密保持)

第 12 条 資格試験運営委員会ならびに試験の実施に携わる者は、その職務上知り得た秘密を他に漏らし又は盗用してはならない。

(試験の停止等)

第 13 条 試験に際して不正行為を行った者に対しては、試験の停止又は合格の取消を行う。

(規程の改定等)

第 14 条 本規程を変更又は改正する必要がある場合には、運営委員会において協議し、理事長の承認を得て、規程を変更するものとする。

(その他)

第 15 条 上記に掲げるもののほか、試験の実施に関し、理事長が必要と認めるものについては、別に定めることができるものとする。

【附則】

この規程は、2009 年 4 月 1 日より施行する。

【改定】

2010 年 7 月 7 日改定 (表・資格試験運営組織)

2011 年 1 月 12 日改定 (第 7 条 運営組織第 4 項、5 項、試験委員日当、適用は 2011 年 4 月 1 日より)

2012 年 5 月 26 日改定 (第 2 条 職種及び等級の区分にホリスティックアニマルアロマを追加、第 5 条第 3 項を追加)

2012 年 7 月 11 日改定 (第 7 条第 4 項 試験委員日当、第 10 条第 3 項を追加)

2014 年 1 月 15 日改定 (第 8 条 可否の決定 競技会学生の部技能賞入賞者 学科試験免除適用を追加)

2014 年 1 月 15 日改定 (第 9 条、第 11 条 消費税率改定に伴う価格変更、適用は 2014 年 4 月 1 日より)

2017 年 3 月 22 日改定 (第 4 条 等級の区分、第 5 条第 2 項 受験資格、第 7 条第 6 項、第 8 条 可否の決定にホリスティックアニマルケアセラピーを追加、第 7 条第 4 項、第 5 項を追加、適用は 2017 年 4 月 1 日より)

2019 年 3 月 27 日改定 (第 7 条、第 12 条 資格試験運営委員会の構成および選任基準、人員を変更)

2019 年 5 月 25 日改定 (第 9 条、第 11 条 消費税率改定に伴う価格変更、適用は 2020 年 4 月 1 日より)

2021 年 2 月 1 日改定 (第 9 条第 5 項 資格試験合格証書の取り消しを追加)

2022 年 4 月 1 日改定 (第 2 条、第 5 条、第 7 条、第 8 条、第 11 条 動物看護師名称の変更)

【別表】

一般社団法人 全日本動物専門教育協会 資格試験運営組織

<組織図と役割>

